

## 1-A 遺言書あり、遺言執行者が手続きする場合

- 遺言書により遺言執行者が指定されている場合、もしくは家庭裁判所で選任されている場合、相続手続には下記の書類等が必要です。
- 戸籍謄本、印鑑証明書、遺言書等は原本の提示が必要です。  
なお、必要書類は、コピーをとらせていただき、原本はお返しいたします。
- 「相続手続依頼書」には遺言執行者様のご署名・捺印が必要です。

No.	必要書類等
1	被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等（※1）
2	遺言執行者の印鑑証明書（※2） ●発行より6ヶ月以内のもの
3	遺言書 ●公正証書遺言の場合は、遺言書の正本または謄本をご準備ください。
4	検認済証明書 ●公正証書遺言以外（自筆証書遺言、秘密証書遺言等）の場合は、家庭裁判所での検認手続きが必要です。 遺言書情報証明書（法務局発行） ●自筆証書遺言保管制度を利用されている場合に必要です。 遺言執行者選任審判書謄本 ●家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合に必要です。

原則、上記の書類を提出いただき、当金庫で内容を確認したのちに「相続手続依頼書等」をご記入いただきます。その後、お支払いの手続きを行います。

5	相続手続依頼書（当金庫所定の相続預金等お支払いの依頼書） ●遺言執行者様にご署名・実印でのご捺印をしていただきます。
6	被相続人の通帳・証書等（※3） ●喪失されている場合は、「相続手続依頼書」でご申告ください。

- ※1. 法務局発行の「法定相続情報一覧図」をご提出いただく場合は、戸籍謄本は不要です。
- ※2. 遺言執行者様が弁護士や司法書士の場合は、弁護士会、司法書士会発行の印鑑（職印）証明書をご用意ください。
- ※3. 被相続人様のお取引や遺言執行者様の確認に別途書類が必要となる場合があります。